

IASB Supplementary Document 「金融商品：減損」へのコメント対応

IASB と FASB は、2011 年 1 月 31 日に、Supplementary Document 「金融商品：減損」（以下「SD」）を公表した。これは、2009 年 11 月に公表された公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（以下、「IASB の当初 ED」）に対する補足ペーパーに当たる。コメント期限は 4 月 1 日。

1. SD の公表までの経緯と今後のステップ

①経緯

- 2009 年 11 月に公表された IASB の当初 ED ではいわゆる予想損失モデル（資料末尾の参考 3 参照）が提案された。これに対して、多くのコメント者はよりフォワード・ルッキングな減損認識となるモデルであることに同意する一方で、主に次のような懸念を寄せていた。
 - ✓ 当初予想損失を、実効金利に反映して、金融資産の契約期間にわたって配分することは、困難である。
 - ✓ 金融資産のポートフォリオは多くの場合、金融資産の入れ替えを前提としたオープンベースで管理されており、このような金融資産に IASB の当初 ED が提案する減損モデルを適用することは実務上困難である。
- 2010 年 5 月に公表された FASB の ED（以下、「FASB の当初 ED」）では、IASB の提案とは異なる減損モデルが提案されていた。これに対し関係者は一貫して、IASB と FASB が共通の減損モデルを開発することの重要性を強調してきた。
- 以上を踏まえ、IASB と FASB は、2010 年 10 月から共同で、減損モデルの再検討を行ってきた。

②今後のステップ

- IASB は、本 SD で提案されている減損モデルと開示項目等の要求を当初 ED の償却原価に関する提案と組み合わせて、今後の審議を経た上で、2011 年 6 月までに IFRS を公表する予定としている。

2. SD の対象範囲

- 今回の SD では、IASB と FASB それぞれの当初 ED が対象としていた事項のうち、両ボードが共同で再審議を行ったオープン・ポートフォリオ資産に関する減損モデルが取り扱われている。
- また、SD の付録（appendix）では、IASB のみで審議が行われてきた表示及び開示等に関する提案が、IASB 単独のペーパーとして取り扱われている。

審議事項（５）

	主な事項
①SD の対象 （IASB と FASB 共通） 本資料の 4. 参照	オープン・ポートフォリオで管理されている金融資産（※1）の減損モデル（減損認識の時期、グッドブックとバッドブックの識別、予想損失の配分方法）
②SD の対象 （IASB 単独） 本資料の 5. 参照	・適用範囲（ローンコミットメント及び金融保証契約の取扱い） ・減損モデルによって影響を受ける表示及び開示に関するガイダンス
③SD の対象外	オープン・ポートフォリオ以外の金融資産（ex. 個別資産、クローズド・ポートフォリオ資産）の減損モデル（※2）

（※1）短期の売掛債権は、今回の SD の検討対象から除外されている。これは、関連性のある収益認識プロジェクトにおける検討を先に行うこととされたことによる。

（※2）SD では、オープン・ポートフォリオに対する今回の提案が、それ以外の金融資産に実行可能なものであるかどうかについても、意見を求めている。（質問 2）

3. オープン・ポートフォリオの論点と IASB の基本的考え方

- SD では、オープン・ポートフォリオを、金融資産が同様の性質を持つかどうかに基づきグルーピングされたポートフォリオであり、それぞれの金融資産が実行（originate）された時点を問わないものと説明されている。オープン・ポートフォリオでは、新たに実行や購入された金融資産が追加されることや、他のポートフォリオへの移転が生じたり売却された金融資産は除かれることが想定されている(B1)。
- また、SD では、各ポートフォリオを定義する上での性質には、資産の種類、業種、信用格付、地理的条件、担保種類、その他の要素が含まれるとしている(B1)。
- 専門家諮問パネル¹の議論では、金融機関にとっては、このような実務上利用されているオープン・ポートフォリオに対して減損モデルを適用することが、実務上の負荷を相当程度軽減することになるとされていた。
- しかし、オープン・ポートフォリオでは、これを構成する金融資産が実行された時点はそれぞれ異なることから、(a)当年度に実行したローンの当初予想損失と、(b)過年度に実行したローンに関する予想損失の変動、の2つを区別することは不可能である。
- ✓ IASB の当初 ED で提案されている減損モデルでは、(a)については契約期間に配分し、(b)については全部キャッチアップ法により即時に純損益に認識されるという点で、取扱いが異なる。
- ✓ 仮に(a)について、当初時点で即時に純損益に認識するとすれば、(b)の取扱いと同じになるため、両者を区別する必要はなくなる。しかし、IASB は、(a)についてそ

¹ 2009 年 12 月に、予想損失モデルの適用上の実務的問題点に関する解決策のアドバイスをを行うことを目的として、IASB と FASB により設置された組織。

審議事項（５）

のように取り扱うことは適切ではないと考えている。

- したがって、オープン・ポートフォリオについては、(b)について、全部キャッチアップ法以外の手法により取り扱うことが必要となる。専門家諮問パネルの議論や、ED へのコメントでは、代替案として、部分キャッチアップ法（期間比例配分法）やノーキャッチアップ法が示されていた。
- 今回のオープン・ポートフォリオの検討について、SD の公表に至るまでの IASB の基本的考え方は、SD の記載中に、次のように表れている。
 - ✓ IASB は、当初 ED で提案された予想損失モデルは、金融資産の価格付けに含まれる経済事象を忠実に反映するものであり、また償却原価測定と整合的なものであると考えている。
 - ✓ IASB の当初 ED に対する回答者の多くは、予想損失モデルは、現行の発生損失モデルよりフォワードルッキングであることに同意していた。
 - ✓ しかしながら、IASB は、当初 ED における予想損失モデルをオープン・ポートフォリオに適用することは困難であることを認識した。
 - ✓ IASB は、当初 ED の提案のコンセプトを維持しつつ、オープン・ポートフォリオに対してより実行可能性があるように減損モデルを改善することを決定した。

4. SD の提案のポイント①及びコメント対応（IASB と FASB 共通）

(1) SD の提案する減損モデル（質問 1、12、13）

(1)-1. 提案の概要

- IFRS と US GAAP における現行の減損モデルに関して指摘されてきた重要な弱点は、金融資産に関する信用損失の認識が遅れることであった。
- IASB と FASB は、それぞれの当初 ED に含まれていた減損モデルの目的を踏まえ、再審議において、それぞれがモデル（「IASB アプローチ」と「FASB アプローチ」）を開発した。
- SD の提案する減損モデルは、両者の開発したモデルを組み合わせたものとなっている。
- SD では、最終的な共通の提案だけでなく、IASB アプローチと FASB アプローチについても質問がされている（質問 12、13）

	IASB	FASB
当初 ED の目的及び減損アプローチ	企業の貸付行動の実態を反映するように、当初予想損失を実効金利に含めて契約期間に配分する	契約期間の予想損失すべてをカバーするように、当初予想損失全額を即時に認識する

↓

↓

再審議で提案された IASB アプローチと FASB アプローチ（質問 12、13）	グッドブック	残存期間の予想損失のうち、期間比例配分された金額を認識する	予見可能な期間（※）の予想損失全額を認識する （※）特段の最低期間は設けない
	バッドブック	残存期間の予想損失全額を認識する	

↓

↓

SD の提案する減損モデル（質問 1）	グッドブック	以下のいずれか高い金額を認識する（ “higher of” test ） ①残存期間の予想損失のうち、 期間比例配分 された金額 ② 予見可能な期間 （最低 12 カ月）の予想損失全額（ 下限額 ）
	バッドブック	
	バッドブック	残存期間の予想損失全額を認識する

(1)-2. SD の質問

質問 1

SD に示した減損の認識に関するアプローチはこの弱点（すなわち、信用損失の認識の遅れ）に対処しているか。そう考えない場合、提案されているモデルをどのように修正すべきだか考えるか。その理由は何か。

質問 12

償却原価で測定する金融資産のオープン・ポートフォリオについての IASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。この特定の IASB のアプローチを好まない場合、IASB のアプローチの全体的な考え方（すなわち、当該資産の存続期間にわたって予想信用損失を認識する）は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

質問 13

この文書の範囲内の資産についての FASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。この特定の FASB のアプローチを好まない場合、FASB のアプローチの全体的な考え方（すなわち、予見可能な将来に発生すると予想されている信用損失を認識する）は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

(1)-3. 分析

（各減損モデルの全般的比較：グッドブックについて）

	IASB アプローチ	FASB アプローチ	共通モデル
長所	・企業の貸付行動との整合性： 償却原価測定で保有されている金融資産については、予想損失は契約金利との関係で期間に配分して認識することが、経済的実態と整合している。	・引当金の十分性： 近い将来の期間に予想される損失をカバーする引当金が認識される。	・より早めの損失の認識： 期間比例配分法とフロア額を比較して、より高い金額を認識することにより、常により早めの損失が認識される。
短所	・引当金の不十分性： 損失の発生パターンは、契約期間の中で均等であるとは限らない。特に、契約期間の早めの時期に損失が偏るケースでは、期間比例配分法で算定された引当金は、近い将来の期間（例えば 1 年）に予想される損失をカバーできないかもしれない。	・予見可能な期間の判断： 予見可能な期間の判断は企業によって異なり、また、金融資産のリスク特性とは関連しない期間となりうる。（※） ・企業の貸付行動との不整合： 予見可能な期間が長くなるほど、受取利息と減損損失の金額が、期間的にマッチしなくなる。	・モデルの複雑性： 常に 2 つの金額を算定することは企業にとって実行可能性の問題を引き起こす。 また、会計基準の簡素化という、IAS39 の置換えプロジェクト全体の目的に反する可能性がある。

（※）これに対し、FASB の考え方は、「予見可能な期間の判断が企業によって異なるこ

審議事項（５）

との懸念よりも、長期資産に係る期間比例配分法をすることの懸念のほうが大きい」ということと、「予見可能な期間の判断に関する透明性は開示によって対処される」というものである（BC86）。

（減損の目的との関係）

- SD では、減損の目的は明記されていない。
- より適切な減損モデルが何かは、減損の目的によって異なる。両ボードの審議の過程で、減損の目的は次のように異なっていた。SD における共通モデルは、より引当金の十分性を確保するという点で、FASB の目的に近いものと考えられる。したがって、最終基準において、共通モデルを取り入れる場合には、その目的を明確化することが必要と考えられる。

	IASB の主たる目的（IN5）	FASB の主たる目的（IN6）
内容	当初の貸倒予想を実効金利の算定の一部として反映すること	引当金の残高が金融商品の残りの存続期間に係る信用損失見積額の全額を十分にカバーできるようにすること
説明	融資活動の経済的実質をより良く反映するものである。 減損は、当初認識後における償却原価での金融資産の測定の一部として考えられ、したがって、IASB はすべての予想信用損失を直ちに認識することを適切とは考えなかった。	FASB は、この目的は、引当金が最も必要とされる景気後退サイクルの初期において最も低い水準となる傾向（「少なすぎ、遅すぎる」）があるという懸念を解決するものと考えている。

（企業のビジネスモデルとの関係）

- グッドブックにある金融資産については、その契約キャッシュ・フロー回収するという当初取得時の企業のビジネスモデルと整合的なリスク管理が継続して行われていると考えられることから、予想損失を契約期間にわたって配分するという期間比例配分法の考え方は理解可能であると考えられる。

（フロア額の必要性和予見可能な期間）

- IASB アプローチにおいては、早めの損失パターンの資産について、十分な引当金が認識されないという弱点がある。この弱点に対しては、早めの損失パターンが識別される金融資産に限って、フロア額の考慮を要求するということも考えられる（質問 9 (b) 参照）。
- しかし、オープン・ポートフォリオであれば、資産の取得時期が様々なものが混じっているため、そのような弱点に対する懸念はクローズド・ポートフォリオよりはそれほど大きくないとも考えられる。

審議事項（５）

- 予見可能な期間については、「事象及び状況の具体的な予測が可能で、信用損失の金額がそれらの具体的な予測に基づいて合理的に見積もれる期間」（B11）とされ、具体的な予測の作成のプロセスには、過去の事象、実績の趨勢等の考慮が含まれる（B12）とされている。このため、リスクが高い資産であっても過去のデータが十分でないために合理的な見積りが困難な場合には予見可能な期間は１年となったり、リスクが非常に低い資産であっても過去のデータが十分であるために予見可能な期間が契約全期間となるような結果となりうる事が予想される。このような結果は、認識される減損の金額が直感に反するものとなると考えられる。

（モデルの複雑性）

- 引当金の十分性という観点からは、共通モデルは理解可能であるが、その一方で常に二つの計算を行うという点は、モデルの複雑性という点で懸念がある。IAS39の置き換えプロジェクトでは、複雑な会計基準を簡素化するということが主要な目的の一つだった。
- 仮に複雑性の軽減を図ることと、一定の引当金の十分性を確保することのバランスをとるのであれば、次のような手法が考えられる。
 - IASBアプローチをベースに、早めの損失パターンが識別されるポートフォリオのみに、フロア額の考慮を要求する。
 - FASBアプローチをベースとして、金融資産のリスク特性と関連付けて、予見可能な期間の定義をより明確化する。→予見可能な期間の運用によっては、損失パターンが平準的なローンにおいても、受取利息とアンマッチな減損が当初に認識される可能性はあるため、リスク特性との一定の関連付けは必要と考えられる。

(1)-4. 専門委員会（2/22）における主な意見

- 予見可能な期間の予想損失を下限額とする点について、企業にとってインセンティブがない。すなわち、企業がデータの蓄積等をすすめ合理的な見積りをするよう努力するほど、予見可能な期間が長くなり、結果として引当金が多く認識されることとなる。
- 残存期間の予想損失全額と予見可能な期間の損失金額との関係が不明確である。
- IASBアプローチをベースとする場合、フロア額の考慮を要求すべきポートフォリオの対象はかなり限定的に（(1)-3の分析の記載よりも）しても、引当金の十分性の懸念には対応できるのではないか。実務上はフロア額を算定することというのは、かなり負担が大きい。例えば、「特殊なポートフォリオ」という表現とすることも考えられる。
- どちらかといえば、FASBアプローチをベースとするモデルのほうがよいのではないか。予見可能な期間が基本的に１年であることが、より明確になれば、実務上受け入れは可能とも考えられる。
- 減損の目的を明確化する必要があり、それと整合した減損モデルを提案していくことが望ましい。

（２）範囲（質問２）

（２）-１．提案の概要

- SDの共通モデルが対象とする範囲は、オープン・ポートフォリオに限定されている。
- しかしながら、IASBとFASBは、SDに対するコメントと、IASBとFASBそれぞれの当初EDに対するコメントを用いて、オープン・ポートフォリオを含めたすべての資産に対して単一の減損モデルとするか、異なる減損モデルとするかを決定する予定である。
- したがって、SDでは、今回提案するモデルが、クローズド・ポートフォリオや個別資産に適用可能かどうかを質問している。

（２）-２．SDの質問

質問２

本SDで提案している減損モデルは、オープン・ポートフォリオと同様に、クローズド・ポートフォリオや他の金融商品について、少なくとも運用可能であるか。賛成又は反対の理由は何か。

本SDは提案しているアプローチがオープン・ポートフォリオに適合しているかどうかに関する意見を求めるものであるが、両審議会は、単一の資産及びクローズド・ポートフォリオに関する適合性についてのコメント及びすべての関連する金融資産について単一の減損アプローチとすることがどのくらい重要かに関するコメントも歓迎する。

（２）-３．分析

（クローズド・ポートフォリオ等の他の金融商品への運用可能性）

- 個別資産については、内部のリスク管理に基づき、グッドブックとバッドブックを識別することは可能と考えられる。
- クローズド・ポートフォリオについては、２つのブックを識別することは困難であるかもしれない。なぜなら、クローズド・ポートフォリオの中には、期間の経過とともにリスク特性の異なる複数の個別資産が混在することとなるため、ポートフォリオ全体として、グッドかバッドかを識別することには一定の困難が生じるかもしれないからである。

（クローズド・ポートフォリオ等の他の金融商品と異なる減損モデルを用いること）

- 同一の債権について、企業のポートフォリオ管理の手法によって、算定される減損金額が異なる結果となることは、企業間の比較可能性を損なうと考えられる。
- 異なる減損モデルを用いることは、会計基準をより複雑にすることにつながると考えられる。
- したがって、オープン・ポートフォリオの減損モデルを評価する上でも、他の金融商品へも同一のモデルの適用が可能か、という観点も必要と考えられる。

(2)-4. 専門委員会（2/22）における主な意見

- 貸付金以外の金融商品、たとえば債券の中でも、貸付金の代替に近い事業債については、SD の減損モデルを適用できると考えられる。

(3) 減損認識の区分—グッドブックとバッドブック（質問 6-8）

(3)-1. 提案の概要

- SD では、金融資産をその信用に関する特徴（credit characteristics）に基づき 2 つの種類のブックに識別し、異なる減損認識の手法を適用することとしている。

	グッドブック資産	バッドブック資産
内容	・ 予想損失を将来期間にわたって認識することが適切な資産	・ もはや予想損失を将来期間にわたって認識することが適切でない資産
識別方法 (para3、B2)	・ 予想損失を一定期間にわたって認識することが適切かどうかは、金融資産の回収可能性の不確実性の程度によって決まる。 ・ 金融資産の回収可能性が不確実となって、<u>企業の信用リスク管理目的が、債務者から定期的な支払を受けることから、金融資産の全部又は一部の回収へと変化した場合（※）</u>には、バッドブック資産となる （※）回収可能性の不確実性が利息認識の収益性よりも上位にある場合	
識別のための基礎 (B3、B4)	・ 2 つの種類のブックの識別は、企業の内部リスク管理に基づき行われる。 ・ 企業が信用リスクを、回収可能性の不確実性に基づき管理している場合、そのリスク管理に基づいて識別を行う。 ✓ 企業の信用リスク管理の目的が金融資産の回収へと変化した場合、金融資産の管理は通常よりアクティブなものとなる。（例えば、担保権の行使、債務のリストラクチャリング、コベナンツ違反により発生したコール権の行使、債務者との交渉） ・ 企業が信用リスクを、回収可能性の不確実性に基づき管理していない場合であっても、2 つのブックに識別しなければならない。 ✓ そのための規準として考えられるのは、一定期間の延滞が生じた場合、予想リターンがリスク・フリー金利を下回る場合、あるいは経営者が問題債権(problem loans)を識別した場合などである。	
両ブック間の移転	金融資産は、企業のリスク管理にしたがい、両ブック間を移転することがある	

(3)-2. SD の質問

質問 6

減損引当金算定の目的上 2 つのグループ（すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求は、明確に記述されているか。そうでないとすれば、どのようにしてもっと明確に記述できるか。

質問 7

減損引当金算定の目的上 2 つのグループ（すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求は、運用可能あるいは監査可能なものか。そうでないとすれば、どのようにしてもっと運用可能あるいは監査可能にできるか。

質問 8

減損引当金算定の目的上 2 つのグループ（すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求事項案に同意するか。同意しない場合、どのような要求事項を提案するか。その理由は何か。

(3)-3. 分析

（バッドブックを識別するという要求の記述の明確性 質問 6）

- 以下の SD の第 3 項の記述では、予想信用損失の全額を即時に認識する金融資産とそうでない金融資産を、金融資産の回収可能性の不確実性の程度に基づき決定するという要求は、明確に記述されていると考えられる。
 - 予想信用損失を一定期間にわたって認識することが適切かどうかは、金融資産の回収可能性の不確実性の程度によって決まる。金融資産（又は金融資産のグループ）の回収可能性が不確実となって、当該資産又はグループに関する企業の信用リスク管理目的が、債務者から定期的な支払を受けることから、当該金融資産の全部又は一部の回収へと変化した場合には、予想信用損失を一定の期間にわたって認識することはもはや適切でない（第 3 項）。

（バッドブックを区別することの運用可能性・監査可能性 質問 7）

- 以下の点から、企業のリスク管理を基礎にバッドブックを区別することは、リスク管理について適切な文書化や開示が行われることを前提とすれば、運用可能であり、監査可能と考えられる。
 - IASB は、アウトリーチ活動を通じて、グッドブックとバッドブックの間で金融資産を振り替えるタイミングは、企業によって異なり、各企業のリスク管理の実務や枠組みに左右されると認識している。また、大量少額の金融資産では、振替について企業の判断を要する度合いが低い（つまり客観性が高い）のに対し、大口の企業向けローンでは、企業の判断を要する度合いが高いことも認識している（BC49）。
 - 2 つのブックを企業の内部的な信用リスク管理に基づいて区分するアプローチのほうが、運用上単純で、資産の管理方法をより良く反映すると考えられる（BC50）。これに対して、具体的な明確な境界線（例えば、支払期限後 90 日経過）に基づいて区分することは、実務上の企業の判断と整合しない可能性があることから、適切でない（BC49、51）。
 -

審議事項（５）

- 一方、企業が信用リスクを、回収可能性の不確実性に基づき管理していない場合については、SDに次のような記述があるが、運用可能性及び監査可能性の点で、懸念が生じる可能性があり、追加のガイダンスを提供が必要と考えられる。
 - 企業が信用リスクを、回収可能性の不確実性に基づき管理していない場合には、SDは、管理の重点が、金融資産から生じる金利の管理から、金融資産の回収の管理へと移動した場合に、バッドブックを識別することを要求する（BC53）。

（バッドブックを区別する必要性 質問 8）

- 以下の点から、一定程度に信用リスクが悪化した金融資産については、バッドブックを識別して会計処理を行うというSDの考え方は理解可能と考えられる。
 - IASBとFASBの議論では、オープン・ポートフォリオへの対応として、当初の予想損失と事後の予想損失の変動を同一に取扱うモデルが開発され、予想損失の一部は将来期間に認識されることになった。

(3)-4. 専門委員会（2/22）における主な意見

- 当初EDでは、現行基準の問題点として、貸付の早めの期間に受取利息が多めに認識されることが指摘されていたが、今回のグッドブックとバッドブックを識別することでそのような問題点に対応できているのか判然としない。

(4) 期間比例配分法（質問 3-5）

(4)-1. 提案の概要

- 本 SD では、オープン・ポートフォリオの金融資産を、信用特性に基づいてグッドブックとバッドブックに区分し、バッドブックについては、予想信用損失の金額全体が減損引当金に認識される。グッドブックについては、予想信用損失は一定の期間にわたって認識される。その金額は、期間比例配分した予想信用損失（ポートフォリオの経過期間に応じて決まる）と予見可能な将来の期間内（最低 12 か月）に発生が予想される信用損失とのいずれか高い方となる。
- 予想損失に関する期間比例配分額は、次のいずれかの手法により算定される。
 - a. 残存期間の予想損失に、契約期間に対する経過期間の比率を乗じて算定（(7)の設例参照）
 - 定額法（割引計算を行う手法と行わない方法のいずれか）
 - b. 残存期間の予想損失を、当該期間にかかわる年金額に変換し、経過期間に応じて累積計算
 - 年金法（その定義のとおり、割引計算を行う方法）

(4)-2. SD の質問

質問 3

「グッドブック」の中の金融資産については、上述のようなアプローチで減損引当金を認識することが適切であることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 4

提案している期間比例配分の減損引当金算定のアプローチは運用可能か。賛成又は反対の理由は何か。

質問 5

提案しているアプローチは意思決定に有用な情報を提供するか。そうでないとすれば、提案をどのように修正するか。

(4)-3. 分析

（グッドブックの金融資産の減損認識－質問 3）

- 質問 1 と同様

（運用可能性－質問 4）

- 実務上の問題：例えば、契約期間にわたって元本が変動する金融資産については、経過期間や契約期間を算定するにあたって、過去の残高の履歴を考慮するのかしないのかによって、経過期間等の算定が異なり、その結果、算定される引当金額にばらつきが生じる。したがって、追加のガイダンスを提供するか、あるいは、開示項目として経過期間等の算定方法を追加することが必要と考えられる。

審議事項（５）

（有用な情報－質問５）

- バッドブックについて、企業の回収可能性に関する判断に基づいて識別した上で、将来の予想損失の全額を認識することは、利用者にとって有用な情報を提供すると考えられる。
- グッドブックについて、期間比例配分法とフロア額という二つの計算結果のいずれか高いほうを減損認識することは、関連する開示を充実させたとしても、利用者にとって理解を困難にする可能性があると考えられる。

（５）割引率の柔軟性（質問 11）

（５）-１．提案の概要

- 上記(4)の期間比例配分法においては、割引後の見積りと割引前見積りのいずれかを使用することを認めている。
- 割引後の予想信用損失を使用する場合、リスク・フリー金利と IAS 第 39 号をベースとした場合の実効金利の間（当該金利を含む）の合理的な金利を、割引率として用いることが提案されている。この柔軟性は、割引計算を運用可能にする意図によるものである。
- なお、上記の提案は IASB のみで決定された事項であり、FASB は検討を行っていない。

（５）-２．SD の質問

質問 11

両審議会は、割引後の金額の使用に係る柔軟性に関するコメントを求めている。特に、次の論点についてである。

- (a) B8 項(a)に示したアプローチを適用する際に、割引後の見積りと割引前見積りのいずれかを使用することを認める柔軟性に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 割引後の予想損失金額を使用する際に、割引率の選択に柔軟性を認めることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

（５）-３．分析

- IASB の当初 ED の考え方とより近似させる予想損失の配分を行うという観点からは、割引後の見積りの使用がより適切である。しかしながら、企業によって、関連する計算システムのレベルは相当異なり、割引後のみの使用を要求することは実行可能性の問題を生じさせると考えられる。したがって、割引前見積りの使用を認める柔軟性は理解可能であると考えられる。
- 割引率の選択に関する柔軟性については、検討未了

(6) 予見可能な期間と引当金の下限額（"higher of" test）（質問 9-10）

(6)-1. 提案の概要

- 上記（１）に記載のとおり、SD の提案では、グッドブックについての引当金の金額は、「予見可能な期間」の予想損失全額（最低限の引当金）を下回ってはならないとしている（フロア額）。
- これは、算定される引当金の金額が、少なくとも近い将来の予想信用損失をカバーすることを確保するものである。
- 予見可能な期間について、SD では次のように説明している（B11-B16）。
 - ✓ 企業は、引当金の下限額を算定するに当たって、企業の特定の予測(special projection)を裏付ける合理的かつ立証可能な(reasonable and supportable) 情報が存在する将来期間に、生じると予想される信用損失について最善の見積りをする。予見可能な期間とは、このような将来期間をいう。
 - ✓ 合理的かつ立証可能な情報は、少なくとも将来 12 カ月分は常に入手可能であるという推定がある。したがって、契約期間が 12 カ月未満であるポートフォリオを除き、予見可能な期間は、少なくとも 12 カ月となる。
 - ✓ あるポートフォリオに関する予見可能な期間は、会計期間ごとに著しく変化することは見込まれない。
 - ✓ しかしながら、各ポートフォリオのアセットクラスによって、予見可能な期間は異なる可能性がある。
 - ✓ 一部のアセットクラスでは、予見可能な期間に見込まれる信用損失は、過去の損失の発生パターンに対応するものであるかもしれない。

(6)-2. SD の質問

質問 9

両審議会は、このモデルで要求されることとなる最低引当金額（フロア）についてコメントを募集している。特に、次の論点についてである。

- (a) 「グッドブック」に関する減損引当金についてフロアを要求するという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) これに代えて、早期に損失が発生するパターンの証拠がある状況にのみ最低減損引当金額の発動を企業に要求すべきだと考えるか。
- (c) 賛成の場合、さらに最低引当金額を予見可能な将来（12 か月以上）に発生が予想される損失を基礎として算定すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合には、最低引当金額をどのように算定するのがよいか。その理由は何か。
- (d) 予見可能な将来に関して、予想損失の見積りを作成する際に考慮した期間は、経済状況の変化に基づいて変化するか。
- (e) 予見可能な将来の期間（信用減損モデルの目的上の）は、通常は 12 か月以上の期間だ

と考えるか。賛成又は反対の理由は何か。回答の根拠となるデータ（これに当てはまると考えられる具体的なポートフォリオの詳細を含む）を示していただきたい。

- (f) 予見可能な将来の期間が通常は 12 か月以上の期間であることに賛成の場合、比較可能性を高めるために、「フロア」の要求に基づいて認識される信用減損の金額を算定する際の「上限」を設定すべきだと思えるか（例えば、企業の報告日から 3 年以内）。その場合、回答の根拠となるデータ又は理由を示していただきたい。

質問 10

フロアは通常は第 2 項(a)(i)に従って計算した金額と同額以上になると考えるか。回答の根拠となるデータ又は理由（これに当てはまると考えられる具体的なポートフォリオの詳細を含む）を示していただきたい。

(6)-3. 分析

（フロア額の必要性）

質問 1 と同様

（予見可能な期間の運用）

- BC86 では、予見可能な期間が十分に具体的に定義されていないことが認識されているが、FASB が最近公表した金融債権に係る開示のガイダンス等に、企業による予見可能な期間の判断に関する透明性の懸念に対応していると主張されている。
- しかしながら、予見可能な期間がポートフォリオの持つ信用リスクと結び付いて説明される必要があると考えられる。たとえば、リスクが高い資産であっても過去のデータが十分でないために合理的な見積りが困難な場合には予見可能な期間は 1 年となったり、リスクが非常に低い資産であっても過去のデータが十分であるために予見可能な期間が契約全期間となるような結果となりうることが予想される。このような結果は、認識される減損の金額が直感に反するものとなると考えられる。

(7) 設例-期間比例配分額と下限額の算定（SD の設例より）

引当金- 定額法と”higher of” test								
ポート フォリ オ	残存期 間の予 想損失	加重平 均経過 期間	加重平 均契約 期間	1年分の 配分額	期間配分 額（TPA）	予見可 能な期 間（FFP）	FFPの予 想損失 （下限額）	引当金
	A	B	C	$D=A/C$	$E=A*(B/C)=B*D$	F	G	H=higher of E&G
Z	100	3 年	5 年	20	60	2 年	100	100
Y	100	2 年	5 年	20	40	2 年	70	70
X	100	2 年	5 年	20	40	1 年	35	40
W	100	3 年	5 年	20	60	1 年	55	60
V	100	2 年	10 年	10	20	3 年	40	40
U	100	5 年	10 年	10	50	3 年	35	50

5. SD の提案のポイント②（IASB 単独）

（1）背景

- SD の APPENDIX には、現時点までに IASB のみで審議が行われた事項に関する提案が含まれている。
- SD では、当初 ED の中で提案されていた開示項目のうち、適用される減損モデルの影響を受けない項目（例えば、ストレステスト、ビンテージ情報、金融資産の信用の質に関する情報）は取り扱っていない。
- SD では、上記の開示項目に関する事項以外に、ディカップリング法や適用範囲等についても取り扱っている。

（2）ディカップリング法（質問 14）

- IASB の当初 ED では、当初の予想損失は実効金利の算定に含める手法（統合的実効金利法）が提案されていた。
- SD では、当初の予想損失は、実効金利の算定に含めず、利息計算とは別個に取り扱われることが提案されている（ディカップリング法）。

（3）適用範囲：ローンコミットメントと金融保証契約（質問 15、16）

- SD では、すべてのローンコミットメント（純損益を通して公正価値で会計処理されるもの（FVTPL）を除く）を、提案されている減損モデルで処理することを提案している。
- ✓ 現行の IAS 第 39 号の適用範囲には、FVTPL で会計処理されるローンコミットメント（市場金利より低い金利で貸し出すローンコミットメント）と、金融保証契約が含まれている。
- ✓ IAS 第 39 号の適用範囲に含まれないローンコミットメントは、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い会計処理される。
- ✓ 一方、ローンコミットメントの行使により実行された貸付金は、IAS39 号に従い会計処理される。
- ✓ 一部の関係者は、ローンコミットメントと貸付金は、しばしば同じビジネスモデルで管理されていることから、両者の減損に関する取扱いを一つの会計基準の中で揃えるべきと指摘していた。
- SD では、提案されている減損モデルが金融保証契約に適用可能かどうか質問している。
- ✓ 2010 年 7 月に公表された保険契約の ED では、すべての金融保証契約を新しい保険契約の IFRS の適用範囲に含めることが提案されており、引き続き審議中である。しかしながら、現行の IAS 第 39 号の適用範囲には金融保証契約が含まれていることから、上記の質問がなされている。

審議事項（５）

（４）表示（質問 17）

- 包括利益計算書において、次の項目を別個に表示することが提案されている。
 - （a）：利息収益（予想損失の配分を含まない実効金利法による）
 - （b）：減損損失（減損損失の戻りを含む）
- 上記(2)の通り、当初予想損失は実効金利に含めないことが提案されている。したがって、減損損失は、利息収益とは別個に表示されることが提案されている。

（５）開示（質問 18、19）

（５）-1. 提案の概要

①金融資産のクラス分けと開示レベル

SD が、金融資産のクラス毎の開示を要求している場合、そのようなグルーピングされるクラスは、開示情報の性質に適切となるように、かつ金融資産の性質を考慮するようなものでなければならないとされている。

②主な開示項目

➤ グッドブックとバッドブックに区分された引当金勘定の調整表（以下の開示例参照）
・ 直接償却された金額も総額で開示する
・ バッドブックに関する名目金額を合わせて開示する
➤ グッドブックについて今期と過去４年分の以下に関する情報（表形式で）
・ 金融資産の名目金額、予想信用損失の総額、引当金残高、及び下限額の影響
➤ 予想信用損失に関する開示
・ 予想信用損失の算定において用いられたインプットと仮定に関する情報
・ 特定のポートフォリオや地域で生じた減損損失への重要な影響の分析
・ 予想信用損失の過去の見積りと実績の比較に関する情報
➤ 信用リスク管理に関する開示
・ 企業内部の信用リスク管理プロセスに関する情報
・ 信用格付のグレード毎に、金融資産の名目金額、信用損失総額及び引当金の下限額に関する情報
・ 金融資産がグッドブックかバッドブックか決定するにあたって用いられた規準
・ 企業内部の信用格付グレードに関する情報（企業が用いている場合）

引当金勘定の調整表（SD の設例より）

グッドブックの引当金 [Column A]	バッドブックの引当金 [Column B]	引当金合計 [Column C]	純損益合計 [Column D]	バッドブックの金融 資産の名目金額 [Column E]
--------------------------	--------------------------	---------------------	---------------------	------------------------------------

審議事項（５）

期首残高	XX	期首残高	XX	期首残高	XX		期首残高	XX
							加算:新規実行/ 購入	XX
減算: Column B へ の移転	(XX)	加算: Column A か らの移転	XX				加 算 : Column A から の移転	XX
加算: Column B か らの移転	XX	減算: Column A へ の移転	(XX)				減 算 : Column A への 移転	(XX)
減算:直接償却	(XX)	減算:直接償却	(XX)	減算:直接償却	XX		減算:直接償却	(XX)
		減算:戻り	(XX)	減算:戻り	XX			
		減算:処分	(XX)	減算:処分	XX		減算:処分	(XX)
追加/戻し	YY	加算: 追加信用損 失	YY	追加 /戻し 及び 追加信用損失	YY	(YY)		
下限額による追加 引当繰入(該当あれ ば)	ZZ			下限額による追加 引当繰入(該当あ れば)	ZZ	(ZZ)		
期末残高	XX	期末残高	XX	期末残高	XX	(YZ)	期末残高	XX

(5)-2. 専門委員会（2/22）における主な意見

- SD の提案で要求される開示項目は、かなり広範にわたるものであるが、作成者の立場からは、一定の改善が必要な部分があると考えられる。
 - ✓ 企業が管理している情報の中には、企業の機密情報や債務者の顧客情報等も含まれることから、場合によっては、企業のビジネスを遂行する上で阻害しかねないことに留意すべきである（例えば、ウォッチリスト）。
 - ✓ グッドブックとバッドブックを比較すれば、情報のニーズとしては、バッドブックのほうが高いのではないか。その点で、グッドブックについては、バッドブックと比較すれば、より簡便な開示で十分とも考えられる。

・（参考１）SD の提案する減損モデルの設例（※）

＜前提＞企業はオープンポートフォリオで資産を管理している
 t期末における、あるポートフォリオの状況は次の通り
 ・100契約の貸付金が属し、元本合計は1,000,000千円
 ・加重平均した経過期間は1年
 ・加重平均した残存期間は4年（よって、加重平均した契約期間は5年）
 ・将来損失に関する予見可能な期間(foreseeable period) は2年
 ・当該ポートフォリオはグッドブックである

＜t期末における引当金額の算定＞

ケース１

将来期間における予想損失

t+1	t+2	t+3	t+4	合計
14,000	14,000	1,000	1,000	30,000

①期間比例配分額の算定

$$\begin{array}{rcccl} \text{予想損失合計} & & \text{経過期間 (年)} & & \text{契約期間 (年)} \\ \boxed{30,000} & \times & \boxed{1} & \div & \boxed{5} = \boxed{6,000} \end{array}$$

②予見可能な期間の損失

$$\begin{array}{rcccl} \text{t+1期分} & & \text{t+2期分} & & \\ \boxed{14,000} & + & \boxed{14,000} & & = \boxed{28,000} \end{array}$$

①<②であることから、引当金額＝ $\boxed{28,000}$

ケース２

将来期間における予想損失

t+1	t+2	t+3	t+4	合計
2,000	3,000	10,000	15,000	30,000

①期間比例配分額の算定

$$\begin{array}{rcccl} \text{予想損失合計} & & \text{経過期間 (年)} & & \text{契約期間 (年)} \\ \boxed{30,000} & \times & \boxed{1} & \div & \boxed{5} = \boxed{6,000} \end{array}$$

②予見可能な期間の損失

$$\begin{array}{rcccl} \text{t+1期分} & & \text{t+2期分} & & \\ \boxed{2,000} & + & \boxed{3,000} & & = \boxed{5,000} \end{array}$$

①>②であることから、引当金額＝ $\boxed{6,000}$

（参考）上記ポートフォリオがバッドブックの場合、上記のいずれのケースでも
 引当金額は $\boxed{30,000}$ （予想損失合計）となる

（※）本設例は IASB スタッフ・ペーパーを基礎に ASBJ スタッフが作成したものである。

（参考２）オープン・ポートフォリオに関する減損モデルの再検討の概要

（IASB ウェブサイトの資料をベースに作成。楕円部分が今回の SD の提案である）

論点	選択肢			
1. どのような期間の予想損失を用いるか？	契約全期間か、それより短い期間か？	全ての予想損失か、50%超の可能性ある予想損失か？		景気循環サイクルか、それ以外か？
2. どのように当初予想損失を処理するか？	Integrated EIR (IASB の ED の提案)	期間にわたって配分する		当初に全額認識する (FASB の ED の提案)
		年金法によるディカッ プリング	定額法によるディカッ プリング	
3. どのように事後の予想損失の変動を処理するか？	フルキャッチアップ (IASB の ED の提案)	部分キャッチアップ (期間比例配分法)	ノーキャッチアップ	グッドブックとバッド ブックの組合せ
4. 引当金の下限の設定	下限を設定しない	下限を設定する（期間比例配分法と予見可能な期間の将来損失の高い金額）		

以下の説例は説明用に作成したものであり、当初 ED を構成しているものではない。また、使用している仕訳や勘定科目は例示である。

審議事項（５）

（参考３）IASB の当初 ED における減損モデル

（前提）貸付金ポートフォリオの元本合計：1,000,000

契約金利：5%

貸付期間：3 年

（X0 年）

① 当初取得時点で、予想損失を考慮した予想キャッシュ・フロー（CF）を見積もる。

	X0 年	X1 年	X2 年	X3 年
契約 CF	-1,000,000	50,000	50,000	1,050,000
予想損失率		0%	1%	3%
予想 CF	-1,000,000	50,000	49,500	1,018,500

② 金融商品の当初取得価額と当初の予想 CF から算定される内部収益率として、当初の実効金利を決定する。

予想損失反映後の実効金利＝3.974%

（X1 年）

③ 毎期、契約金利収入から予想損失を控除した金額を純損益に計上する。予想損失の累積計上額は引当金として表示する。

（借）現預金	50,000	（貸）利息収益	（*1）	39,740
		引当金	（*2）	10,260

（*1）利息収益 39,740＝1,000,000×3.974%

（*2）引当金 10,260＝1,000,000×（5%-3.974%）

事後に予想 CF が不利に修正された場合

④-1 予想 CF は、毎期再評価する。予想 CF の変動により生じた償却原価の修正額は、純損益に計上する。

X1 年末に、予想 CF が次のとおり修正されたと仮定する（不利な CF の見積もり修正）。

X2 年	X3 年
25,000	525,000

（借）予想損失の見積り変更による純損益（※3）480,060 （貸）引当金 480,060

（※3）予想 CF 修正前の償却原価－予想 CF 修正後の償却原価（509,679）

＝（1,000,000-10,260）－（25,000÷（1+3.974%）+525,000÷（1+3.974%）²）

包括利益計算書の表示イメージ（X1 年）

予想損失控除前の利息収益（A）	50,000
利息収益から控除された予想損失（B）	△10,260
ネット利息収益（A－B）	39,740
予想損失の見積り変更による純損益への影響額	△480,060
利息費用	△XX,XXX